

(2020年1月1日より)

1. 年金受給年齢に到達している方、または到達まで1年以内の方	(1) 2016年4月5日以前に受給年齢に達している方	年金給付請求		(本人)	30,000円	
				(配偶者)	15,000円	
		任意追加納付の申し込み				20,000円
	(2) 2016年4月6日以降に受給年齢に達した方、間もなく達する方	a. 英国滞在歴が10年を満たしていることが確実な方	年金給付請求		(本人)	30,000円
					(配偶者)	15,000円
				任意追加納付の申し込み(オプション)		
b. 英国滞在歴が10年に満たない方		必須の追加納付の申し込みと年金給付請求		(本人)	50,000円	
	年金給付請求		(配偶者)	15,000円		
2. 年金受給年齢到達まで、1年以上時間のあ る方	調査と登録 (将来に向かって納付する期間のある若い方向き)				40,000円	
	追加納付の申し込み(ミニマム「10年」の要求を満たすまでの年数分は必須、それ以上は任意です。)				20,000円	
	年金給付請求		(本人)		20,000円	
			(配偶者)		15,000円	

上記の半額を受任の際に着手金として申し受けます。

以下のケースは、追加料金を頂戴いたします。

社会保険番号が不明で、照会調査が必要な方	20,000円
追加納付に際してのCLASS2等級の申請	10,000円
公的年金の一部を任意脱退して、企業年金に移行している方の企業年金の給付請求手続き	20,000円より
年度毎の社会保険料納付通知の手続き	5,000円
英当局への事務的な連絡(転居通知等)	5,000円より

注：上記の金額は税別です。国際ビジネス宅配便（EMS）の料金実費は別途申し受けます。

備考：

- ① 調査の結果、ご依頼人様の受給権が成立していないことが判明した場合、もしくは記憶しておられた納税者番号が英当局に認定されなかった場合は、以降の作業は中止せざるを得ません。この場合頂戴した着手金はお返ししませんが残金は頂きません。後日、正しい納税者番号が見つかった場合は作業を再開します。
- ② 交通費と英国への通信費実費は別途申し受けます。
- ③ 戸籍謄本の英訳とその公証は原則として必要ありません。
- ④ Life Certificate のWitness (生存証明の証人) をお引き受けします。この証明サービスはご面談が必要です。料金をご相談下さい。